

長野県ゴルフ協会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

観光・宿泊施設等における感染防止策の徹底の要請等について(依頼)

5月15日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議で、これまで実施してきた法第45条第1項に基づく外出自粛等の緊急事態措置を見直し、改めて法第24条第9項に基づく特定警戒都道府県への移動及び往來の自粛を要請するとともに、主として観光客を対象とする観光・宿泊施設等については、感染防止策の徹底の要請及び特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼することを決定しました。

記

1 要請・依頼内容

(1) 特定警戒都道府県[※]への移動及び往來の自粛

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県

(2) 適切な感染防止策の徹底の継続

(3) 特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営について検討の協力

2 STAY信州の取組等へのご協力について

5月31日までの間においては、特定警戒都道府県への移動・往來の自粛を要請しておりますが、外出に際しては、「人との接触機会の低減」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行ってください。また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただく「STAY信州」の取組にご協力ください。

3 感染防止対策の徹底及び「新たな生活様式」に対応した営業について

(1) 感染防止対策の徹底(5月31日までの期間)

- 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼してください。
- 特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わないでください。
- 特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等を記入していただくよう依頼してください。

(2) 「新たな生活様式」に対応した営業

別添「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」を参考に準備を進めてください。

観光部山岳高原観光課企画経理係
(課長) 田中達也 (担当) 保科宗継
電話：026-235-7247
F A X：026-235-7257
Eメール：mt-tourisum@pref.nagano.lg.jp